

令和3年5月12日

保護者各位

折尾愛真中学校・高等学校
校長 増田 仰

福岡県緊急事態措置要請期間中における留意事項について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から、本校の教育活動に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。本日、福岡県内全域に新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る緊急事態措置が出されました。本校におきましても国、県の感染防止対処方針に基づき、全生徒・学生の教育活動における感染防止策の周知徹底を図りたいと思います。下記の福岡県における要請事項にご留意下さりご協力下さいますようお願いいたします。

区 域 県内全域

期 間 5月12日（水曜日）0時から5月31日（月曜日）24時まで

（1）外出の自粛（特別法第45条第1項）

①日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること、ただし、生活や健康維持に必要な場合は除く。

【生活や健康の維持に必要な場合の例】

医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、職場（学校）への必要な出勤（登校）、屋外での運動や散歩など。

②必要があり外出する場合も、混雑している場所や時間を避けて行動すること。

③不要不急の都道府県間の移動は極力控えること。県内でも感染が拡大している地域との不要不急の往来は自粛すること。

④感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請、または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳かに控えること。

⑤路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は控えること。

（2）基本的な要請

①三密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等基本的な感染防止策を徹底すること。

②若年層においても感染拡大が見られ、重症化する事例もあるため、慎重かつ責任のある行動をすること。

③公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を避けること。

④普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えること。（バーベキューなど）

（3）学校生活について

別紙、新型コロナウイルス感染症防止のための学校生活について（お願い）をご参照ください。

令和3年5月12日

保護者各位

折尾愛真中学校・高等学校
校長 増田 仰

新型コロナウイルス感染症防止のための学校生活について（お願い）

新緑の候、平素は本校教育につきましてご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。本日、福岡県に緊急事態宣言が発令されることを受けまして、本校の感染症対策について文書を差し上げます。日頃より、生徒の登校の際にマスクの着用や健康観察チェックなどご協力くださりありがとうございます。今後も感染症を予防する行動を日常的に継続していく必要がありますので、本校も県や市の方針に則った予防策を検討しています。

つきましては、各家庭におかれましても引き続き、下記のとおり、感染防止対策にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

（1）登校を控える場合

- ① 発熱やのどの痛み、咳、鼻水、倦怠感などの風邪症状がみられる。
- ② 吐き気や嘔吐、全身の強いだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚に異常がある。
- ③ 家庭での朝の検温が37.0℃以上ある。

・体温の日内変動や持病がある場合は学校に連絡をください。

①②③においては、出席停止の取り扱いとなります。この基準は北九州市の指針を基にしていますが、県や市の感染状況や動向により基準の変更などがありますのでご注意ください。

（2）部活動について

部活動において活動時間の短縮等を行います。ただし、公式大会等が直近にある場合については、生徒の安全面を考慮し、必要な活動時間を確保します。

（3）感染症対策

家族にPCR検査者や濃厚接触者が出た場合は、すみやかに学校へ連絡をお願いします。また高校生は中間考査を控えていますが、ファミリーレストランやカフェなどで友人と集まっての学習を控えてください。試験に備えて、各家庭での学習にご協力をお願いします。

登校の判断に迷う場合は、登校前に学校に連絡ください。